

第16回 京都駅八条口駅前広場 エリアマネジメント会議

会議資料

令和5年3月7日

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

目 次

第1章 タクシーのりば等の運用について	1
・ 1-1 整備経過	1
・ 1-2 施設概要	2
・ 1-3 運用状況	3
・ 1-4 タクシー配車システムにおける需給バランスの調整について	4
・ 1-5 タクシーのりば等の維持管理	6
・ 1-6 まとめ	7
第2章 貸切バス乗降場の運用について	8
・ 2-1 施設概要	8
・ 2-2 運用状況	8
・ 2-3 修学旅行シーズン（5月・6月）の運用について	12
・ 2-4 高速乗合バスの利用	15
・ 2-5 まとめ	15
第3章 一般車乗降場の運用について	16
・ 3-1 施設概要	16
・ 3-2 運用ルール	16
・ 3-3 運用実績	17
・ 3-4 まとめ	20
第4章 送迎バス乗降場の運用について	21
・ 4-1 施設概要	21
・ 4-2 運用ルール	21
・ 4-3 使用事業者	21
・ 4-4 運用状況	21
・ 4-5 まとめ	22
第5章 市荷さばき場の運用について	23
・ 5-1 施設概要	23
・ 5-2 運用ルール	23
・ 5-3 運用状況	23
・ 5-4 まとめ	25

第6章 路線バスのりばの運用について	26
・6-1 整備概要	26
・6-2 施設概要	26
・6-3 運用方法	26
・6-4 運行状況	27
・6-5 まとめ	27

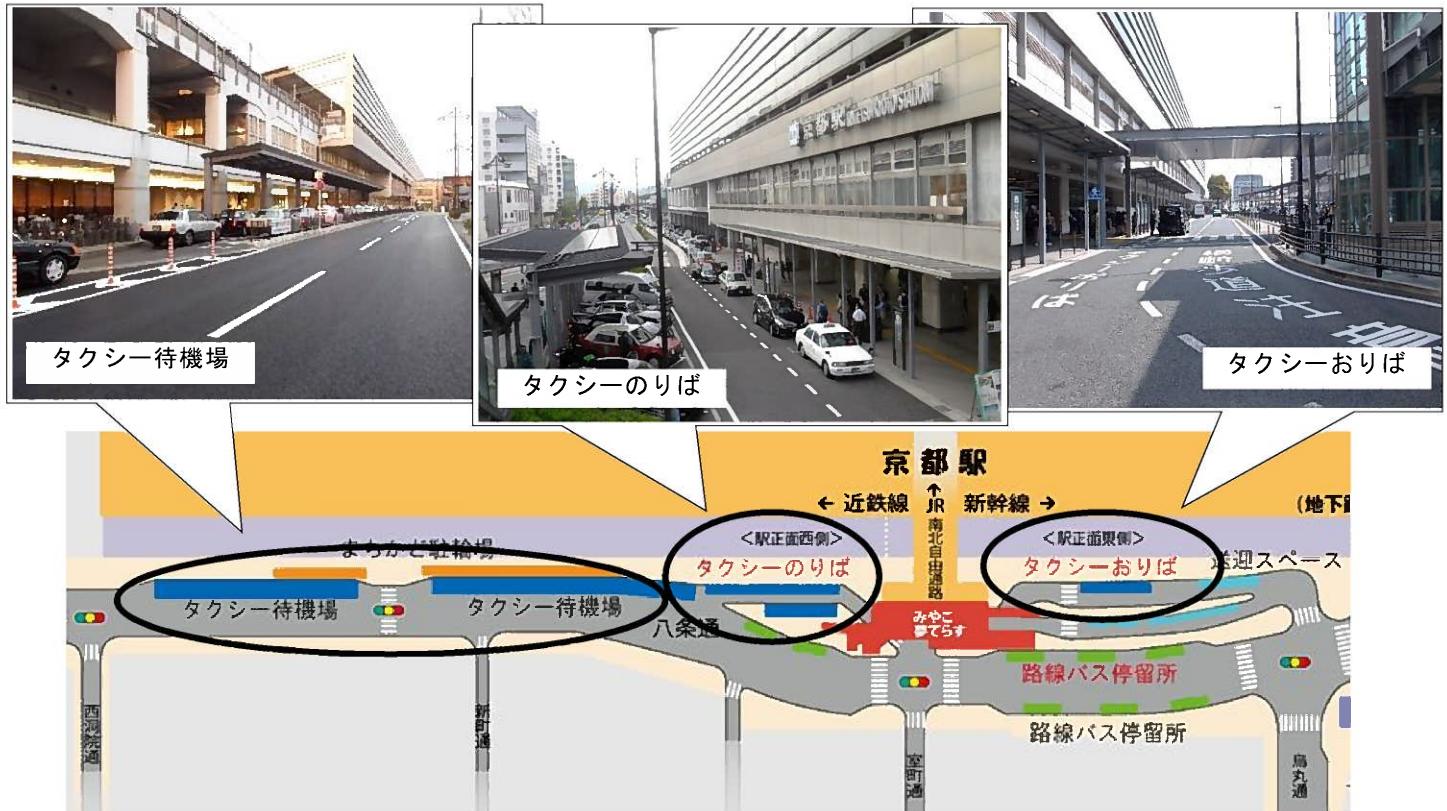
第1章 タクシーのりば等の運用について

1-1 整備経過

整備前	整備後
<p>のりば、おりば、待機場が同じスペースにあり、出入口で、乗車タクシー、降車タクシーに加え、待機場に入りきれないタクシーが八条通へ溢れ出し、交通の流れを阻害</p> 	<p>ハード整備</p> <ul style="list-style-type: none">・タクシーのりばとおりばを分離し、円滑な駅前広場内の通行を確保・スムーズに乗り場にタクシーを誘導するため、乗り場の西側に待機場を整備 <p>ソフト整備</p> <p>第2待機場を設け、駅前待機場の空き状況に応じ、タクシーを配車することで、八条通への車両の溢れ出しを防止</p> 
	

1-2 施設概要

施設	配置場所
タクシーおりば	駅正面東側：八条通（室町通～烏丸通間）
タクシーのりば	駅正面西側：八条通（室町通付近）
駅前待機場	駅正面西側：八条通（西洞院通～室町通間）
第2待機場	河原町十条の鴨川西ランプ *タクシー配車システムを導入



* タクシー配車システム

タクシーのりばから離れた場所に第2待機場を設け、駅前待機場の空き状況に応じて、タクシーを送り出し、八条通へのタクシーの溢れ出しを防止する。

【第2待機場出口】

駅前待機場の空き状況により第2待機場の出口ゲートが開閉しタクシーを送り出す

第2待機場(鴨川西ランプ)

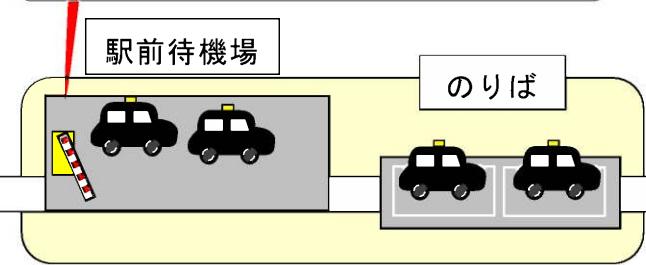


【駅前待機場入口】

第2待機場を経由した車両のみ進入可能

駅前待機場

のりば



1-3 運用状況

タクシーのりば等は指定管理により管理運用している。

(1) 指定管理期間

第1期指定管理期間：平成29年11月15日から令和3年3月31日まで

第2期指定管理期間：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 指定管理者

京都タクシー業務センター（第1期指定管理者も同事業者）

(3) タクシー待機場利用料金

駅前待機場に入場ゲートを設置しており、入場する度に料金が発生。利用回数をICタグで管理し、利用回数に応じた料金を月末に徴収。

【利用料金】

1台1回20円 ただし、23時から翌6時は無料

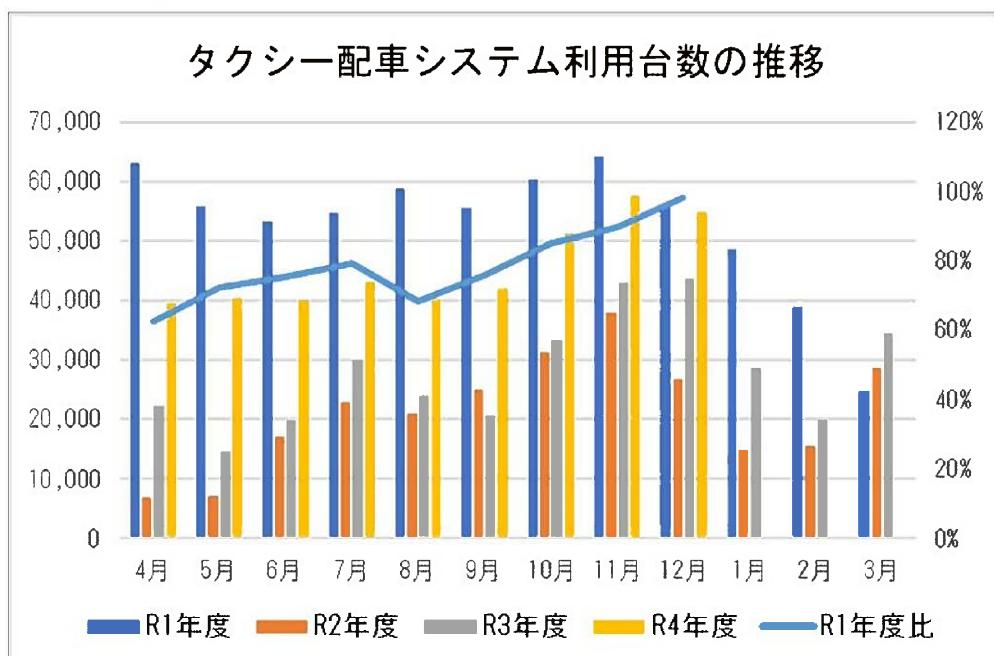
(4) タクシー配車システムの利用登録台数

2,104台（令和5年1月時点）

(5) タクシー利用台数の推移

昨年度（R3）と今年度（R4.4～12）の平均利用台数を比較すると、64%増加している。

コロナ禍前の令和元年度と今年度（R4.4～12）の平均利用台数を比較すると、14%減少しているが、令和4年11月、12月には令和元年度比で90%、98%とコロナ禍前と同等の利用台数となった。



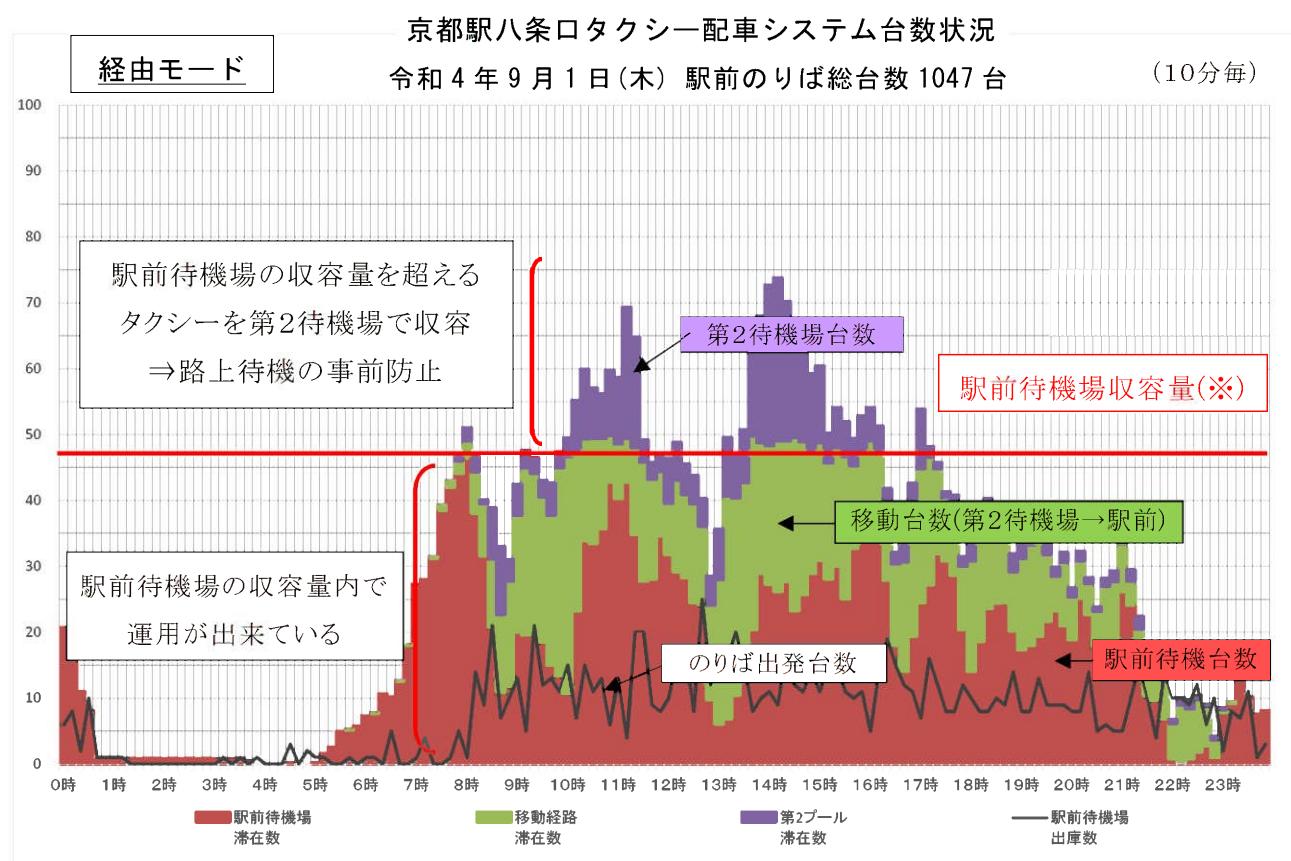
1-4 タクシー配車システムにおける需給バランスの調整について

(1) タクシー配車システムの運用時間（通常）

曜日	時間	運用
月～木	7時～23時	第2待機場を経由して駅前待機場へ入場（経由モード）
	23時～7時	第2待機場を経由せず駅前待機場へ直接入場（直入モード）
金～日	7時～17時	第2待機場を経由して駅前待機場へ入場（経由モード）
	17時～7時	第2待機場を経由せず駅前待機場へ直接入場（直入モード）

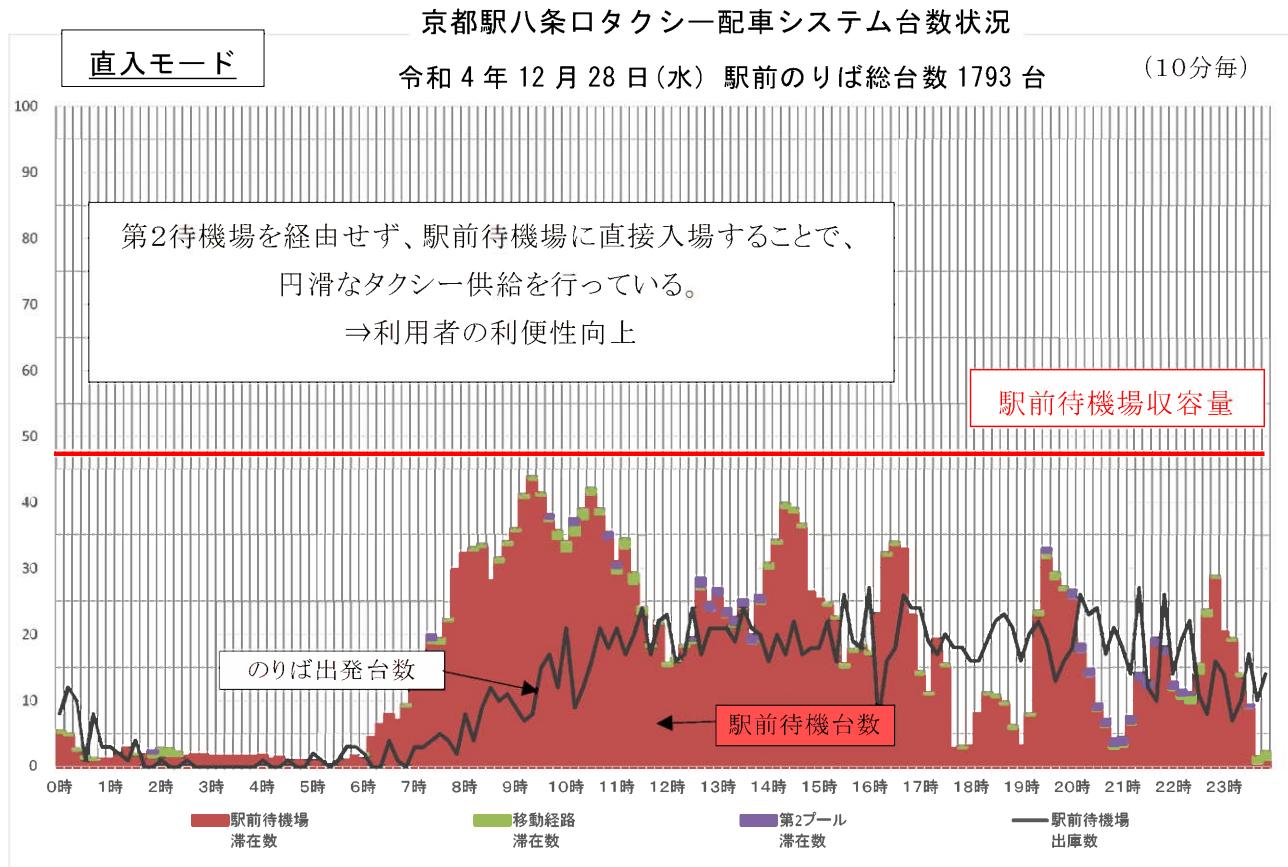
(2) 経由モード【供給 > 需要の場合】

タクシーの供給量が需要を上回っている場合、駅前待機場の収容量を超えるタクシーを第2待機場に収容することで、駅前待機場から八条通へのタクシーの溢れ出しを防止している。



(3) 直入モード【需要>供給の場合】

観光シーズンや荒天時など、タクシー需要が供給量を上回る場合、駅前のタクシー供給不足を防ぐために、第2待機場を経由せず、直接、駅前待機場に入場させることで、タクシーの供給速度を上げ、利用者の利便性向上を図っている。



(4) システムモードの切り替え

原則、定時（上記(1)運用時間参照）で配車システムの切り替えを実施しているが、これまでもからの実績や経験を踏まえ、観光シーズンや急な天候の変化など、状況に応じた需給バランスを考慮し、臨時に「経由モード」と「直入モード」の切り替えを行い、適切なタクシー配車ができるよう柔軟に対応している。

臨時の切り替えは、利用者の利便性向上を図るために実施するとともに、急な切り替えによりタクシー運転手に混乱が生じないよう、運用の安定とのバランスも踏まえながら実施している。

1-5 タクシーのりば等の維持管理

(1)利便性の向上の取組

現地係員不在時における徒列の乱れや点字ブロック上に列ができていたことから、利便性向上のため、平成30年度から路面表示・誘導ポールの設置を実施している。令和元年度には、ピクトグラムを活用した案内板の設置を行い、引き続き維持管理を行っている。

路面表示の設置前（改善前）



路面表示の設置後（改善後）

一般のりば



ForeignFriendly のりば



案内板の設置



(2) 啓発活動の実施（令和4年1月1日実施）

京都タクシー業務センター、南警察署、下京警察署、京都市と合同で、八条通での路上待機車両への指導やタクシーおりばの運用ルール（横断歩道上で停車しない、タクシーおりばでお客の乗車を行わない）の周知を行う啓発活動を実施。

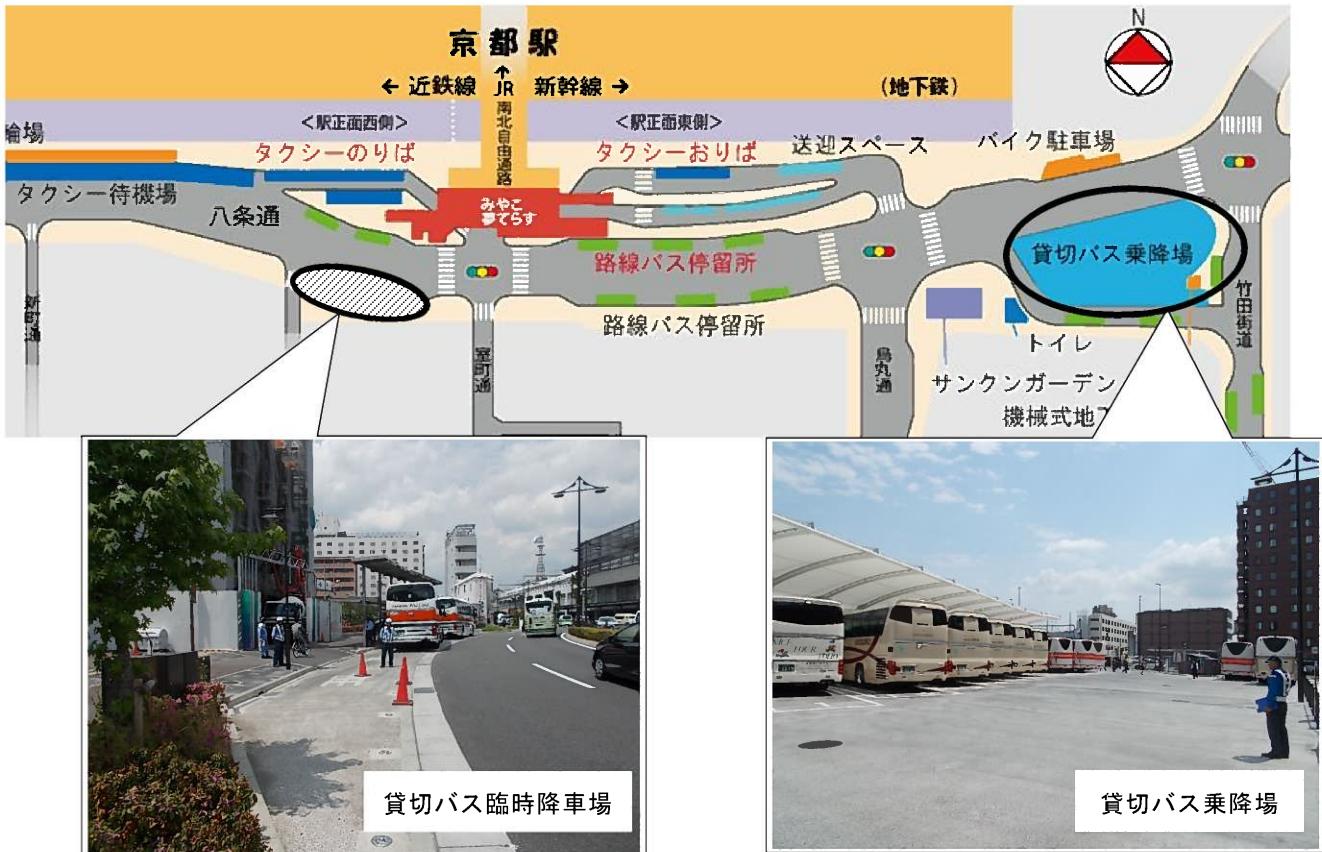


1-6 まとめ

- ・ タクシー配車システムの運用により、八条通の交通の流れに支障を及ぼすことなく、円滑に運用できている。
- ・ 配車システムについては、定時でのシステムモードの切り替えだけでなく、これまでからの経験・実績を踏まえ、タクシーの需給バランスに応じて、柔軟に対応することで、より円滑なタクシーの供給に努めている。
- ・ 引き続き、観光客の状況や市内タクシーの需給バランスを注視し、柔軟に対応していく。

第2章 貸切バス乗降場の運用について

2-1 施設概要



2-2 運用状況

貸切バス乗降場等は、指定管理により管理運用している。

(1) 指定管理期間

第1期指定管理期間：平成29年11月15日から令和3年3月31日まで

第2期指定管理期間：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 指定管理者

タイムズグループ（代表団体：タイムズ24株式会社）※第1期指定管理者も同事業者

(3) 予約申込（利用日の3カ月前から予約受付）

Web予約システム（タイムズの予約サービス）で予約受付を実施

利用区分	利用時間	予約要否
乗車利用	6時～18時	予約必要
	18時～翌6時	予約不要
降車利用	終日予約不要	

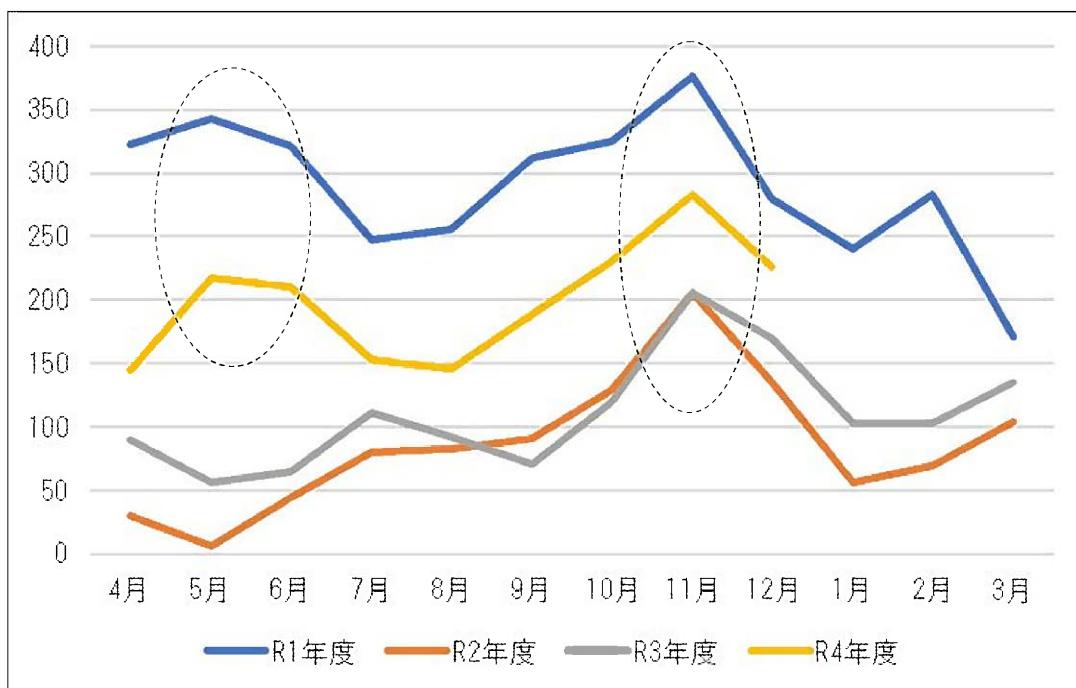
(4) 利用料金

利用時間	利用料金	
6時～18時	20分までごとに	2,000円
	10分以内の降車利用は無料	
18時～6時	20分までごとに	1,000円
	10分以内は乗降ともに無料	
【料金徴収施設】貸切バス乗降場、貸切バス臨時降車場		

(5) 運用実績

① 平均利用台数（日当たり）の推移

春の修学旅行シーズン及び秋の観光シーズンに利用が集中しており、その他の月についても安定した利用が伺える。令和2年度以降については、新型コロナウィルス感染症の影響により、観光バス利用が大幅に減少したが、令和4年度は徐々に利用が回復しており、コロナ禍前の令和元年度比で69%となっている。

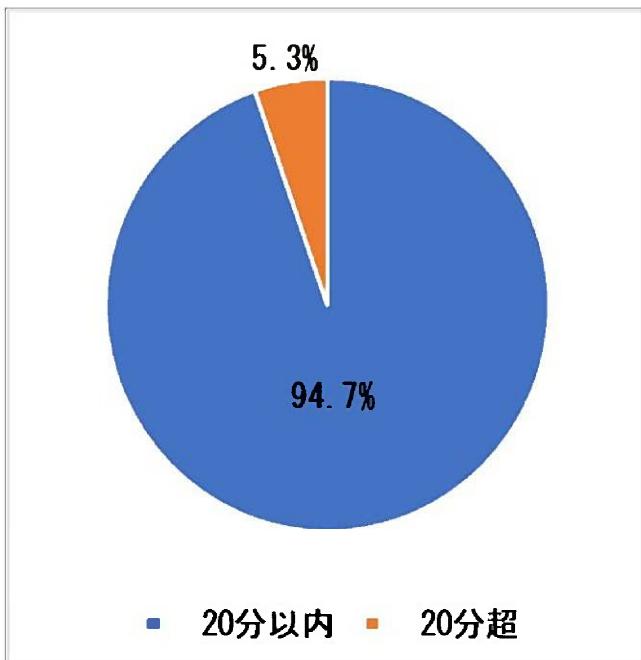


② 利用時間の割合

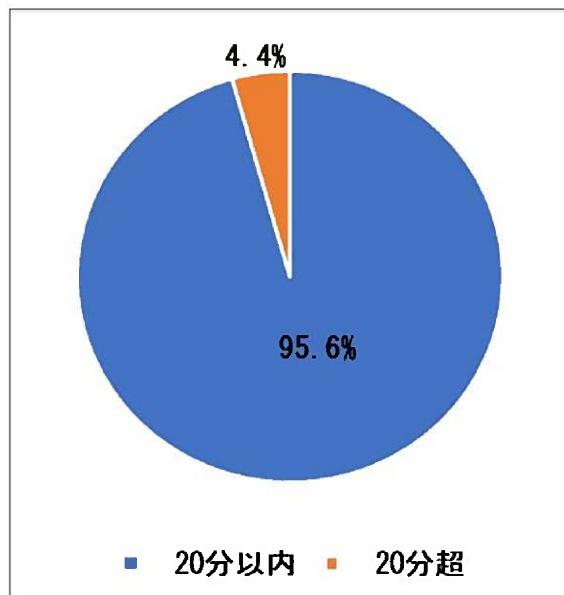
【乗車利用】

94.7%が20分以内の利用であり、昨年度に引き続き、円滑な運用が維持できている。

令和4年度実績（4月～12月）



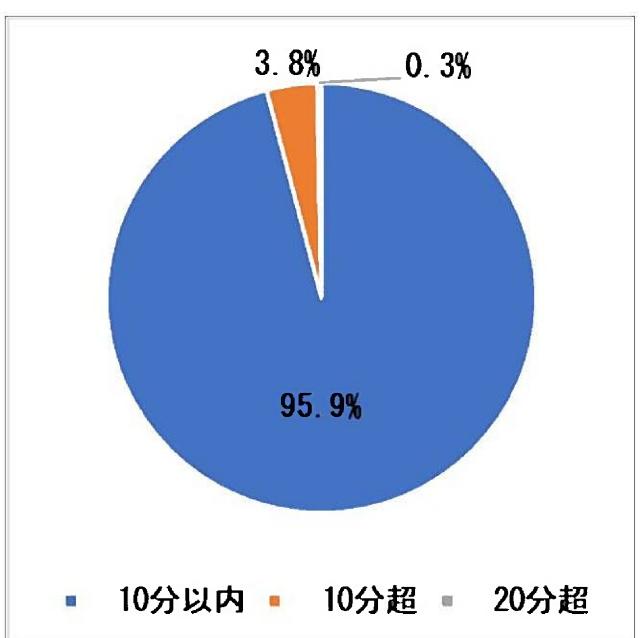
(参考)令和3年度実績



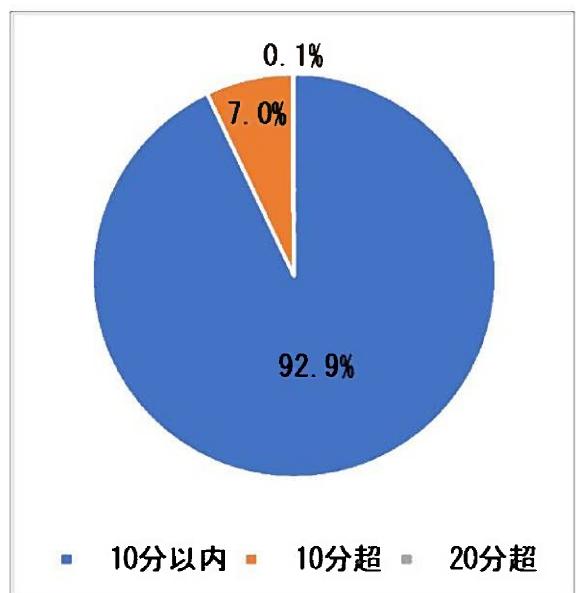
【利用時間：18時～6時】

夜間についても、95.9%が10分以内の利用であり、昨年度に引き続き、円滑な運用ができるでいる。

令和4年度実績（4月～12月）



(参考)令和3年度実績



(6) 啓発活動（令和4年1月11日実施）

京都府バス協会、南警察署、下京警察署、京都市と合同で、周辺道路（八条竹田街道～八条河原町～九条河原町～九条烏丸～八条烏丸）を周回し、路上で駐停車している車両等への声掛けやチラシ配布等の啓発活動を実施。



2-3 修学旅行シーズン（5・6月）の運用について

(1) 先行予約の受付

5月・6月の修学旅行シーズンにおいては、同時期・同時間帯の新幹線に乗車して、多数の修学旅行生が入洛し利用が集中するため、約6箇月前から先行予約を実施し、早期に予約を確定させている。

また、先着順での受付ではなく、期間内に申し込みがあった全ての方が利用できるよう、臨時乗車場を確保し、乗車場所・時間の調整を行っている。

区分	予約開始時期	受付方法
通常	利用日の3ヵ月前	先着順
修学旅行シーズン (5・6月)	約6箇月前に先行予約の受付 (例年10月に予約受付)	期間内に申込を受け付けた後、 本市で利用時間・乗降場所の割り 振りを実施

(2) 臨時乗車場所の確保

修学旅行シーズンは、同時間帯に利用が集中し、貸切バス乗降場のみでは容量が不足することから、少しでも待ち時間が少なく利用できるよう、「貸切バス臨時降車場」や「東本願寺前市民緑地」を臨時の乗車場所として活用している。

区分	乗車場所
通常	京都駅八条口貸切バス乗降場
修学旅行シーズン	京都駅八条口貸切バス乗降場
	京都駅八条口貸切バス臨時降車場
	東本願寺前市民緑地

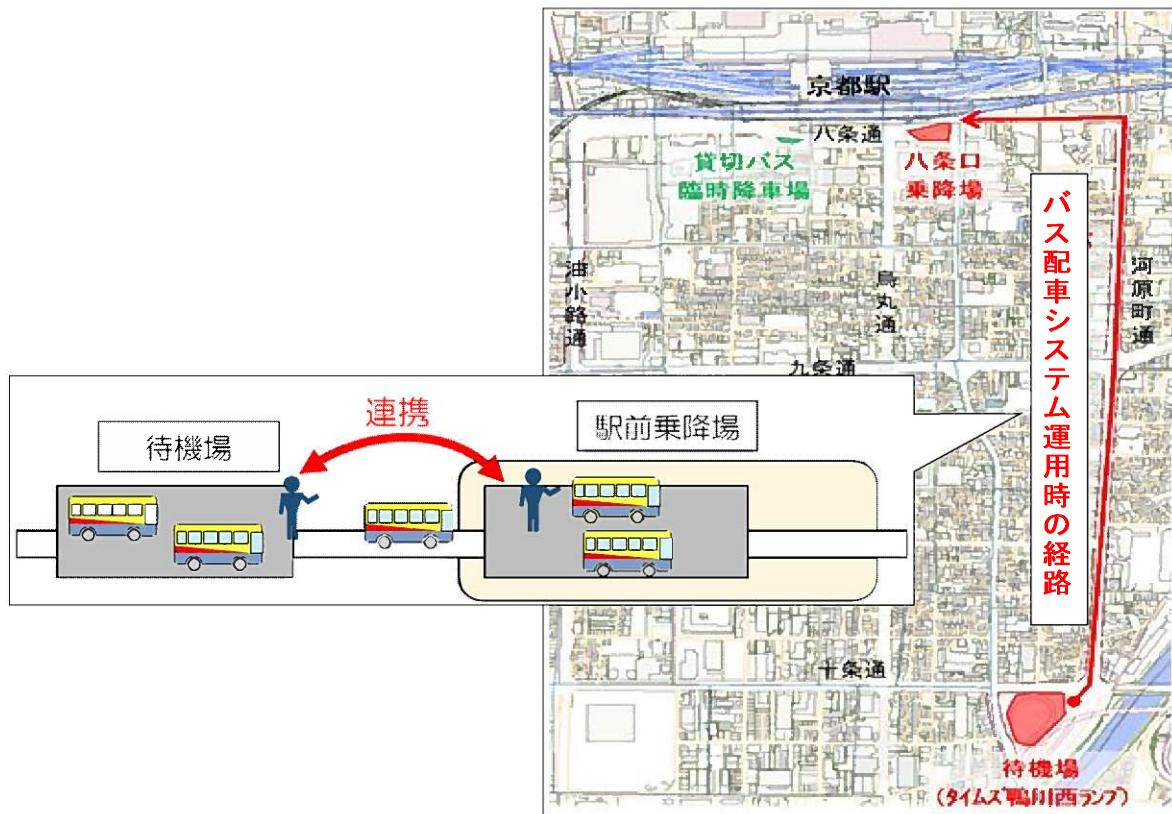


修学旅行シーズンのみ活用



(3) バス配車システムの運用

修学旅行シーズンは特定の同時間帯に利用が集中するため、バスが一斉に乗降場へ入場すると、乗降場内及び周辺道路の交通の流れに支障を及ぼす恐れがある。そのため、利用時間前に待機場で待機いただき、駅前の貸切バス乗降場の空き状況に応じて、待機場からバスを駅前に配車する運用を行っている。



(4) 利用実績（5・6月）

各年度 1, 0 0 0 校を超える利用があり、安定的に修学旅行目的の貸切バスを受け入れている。

【利用学校数】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1, 1 2 4 校	0 校	2 2 校	1, 0 4 5 校

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、5・6月の修学旅行利用はすべてキャンセルとなった。

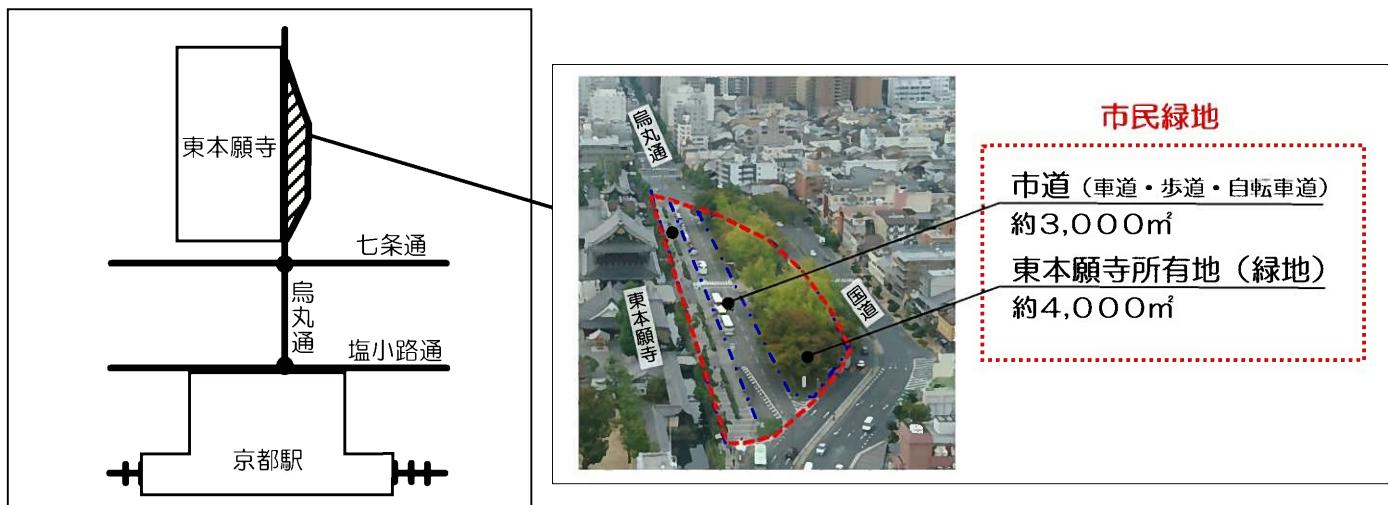
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、5・6月の修学旅行が延期やキャンセルとなった。(22校は緊急事態措置解除後(6/21 以降)に利用)

(5) 東本願寺前市民緑地の整備

東本願寺前の市道と東本願寺所有の緑地を、本市初の「市民緑地」として整備しており、令和5年3月24日午後4時から供用開始する。

供用開始後の「市民緑地」では、京都府バス協会、旅行会社、バス会社をメンバーとした「市民緑地修学旅行貸切バス運用実行委員会(令和3年4月発足)」により、修学旅行の貸切バスの受け入れを行うこととしている。

<整備位置図>



<市民緑地整備後イメージ>



2-4 高速乗合バスの利用

高速乗合バス（高速ツアーバス（※））は、八条口駅前広場整備以前に当時の貸切バスプールを利用していたことから、整備後（平成29年2月～）、関西地区停留所管理事務所が、貸切バス乗降場を高速乗合バスのバス停として、夜間時間帯（19時～翌朝7時）に50台／日程度利用している。

※ 高速ツアーバスは、平成25年8月に高速乗合バスに一本化され、路線バスに位置付けられた。

【運行状況】

利用時間	利用枠
19時～翌朝7時	5台

2-5 まとめ

- ・ 貸切バス乗降場については、大きな混乱なく、円滑に運用できている。
- ・ 今年度（R4.4～12）の月平均利用台数は、観光客の回復もあり、令和3年度と比較すると大幅に増加したが（+85%）、コロナ禍前の令和元年度と比較すると70%に留まっている。
- ・ 引き続き、観光客の動向を注視し、貸切バス乗降場が京都の玄関口として快適に利用できるよう、旅行業界やバス事業者等と連携していく。

第3章 一般車乗降場の運用について

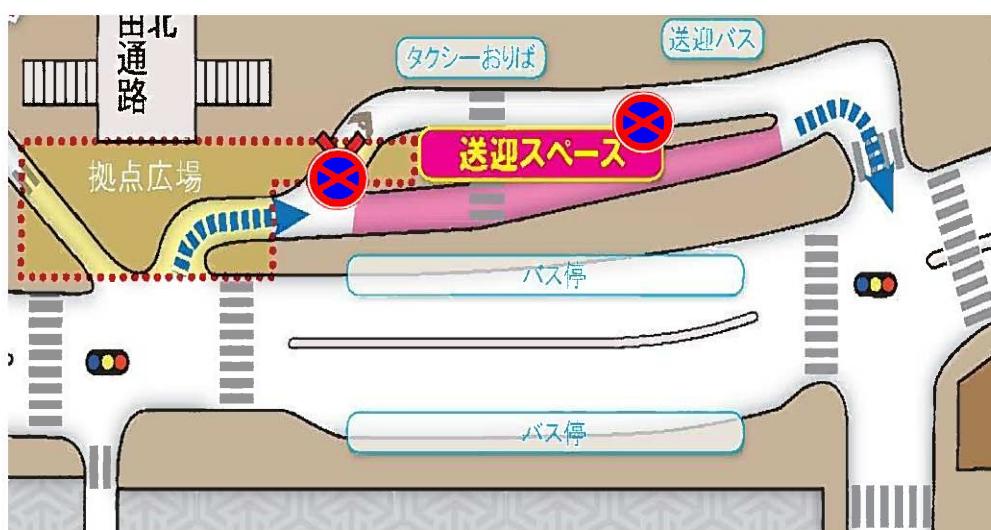
3-1 施設概要



3-2 運用ルール

一般車乗降場は、人の乗降のための停車を除き駐停車禁止であり、誘導員を8時～23時の間配置し、運用ルールの周知徹底を図っている。

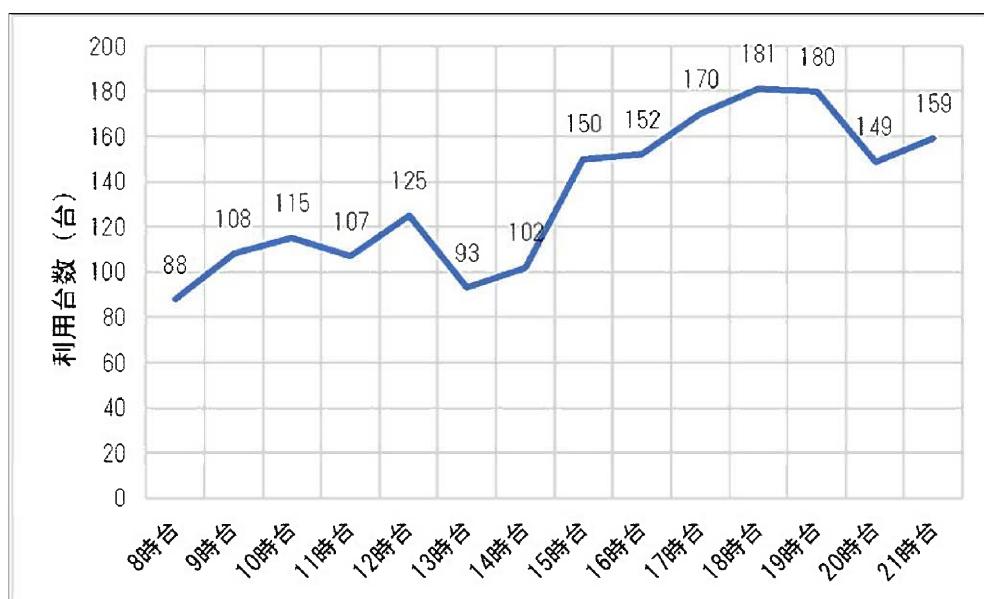
運用ルールを周知徹底することで、タクシーや送迎バスの進入の妨げ防止や八条通への車両の溢れ出し防止に努めている。



3-3 運用実績

(1) 利用台数

【時間帯別利用台数（令和4年10月28日（金）調査）】

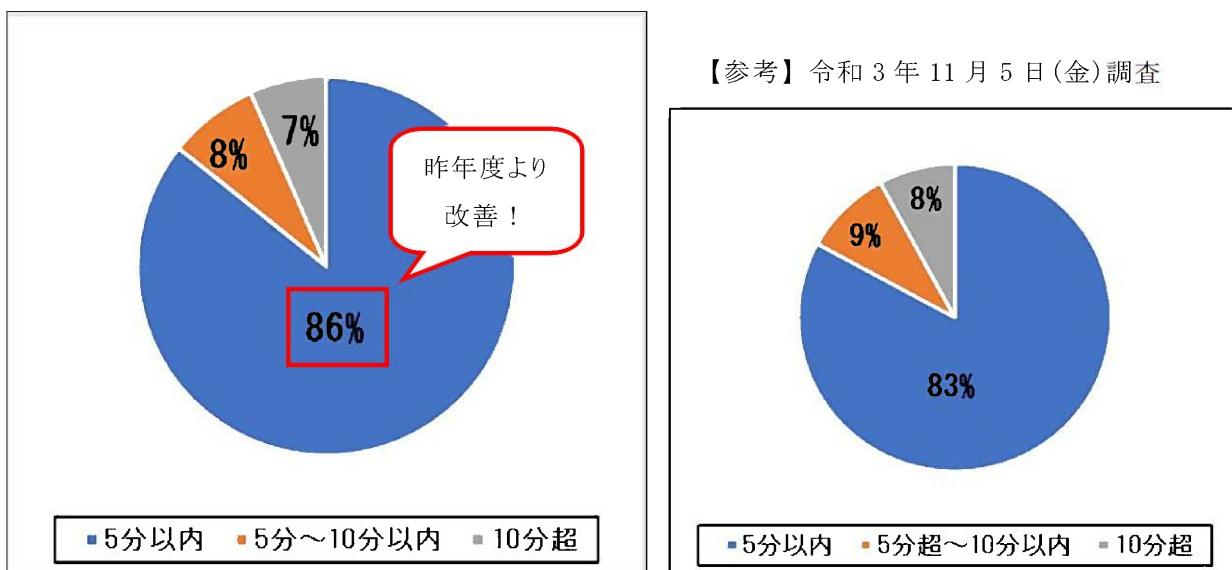


(2) 利用時間

調査の結果、5分以内の利用が86%と、昨年度よりも5分以内の割合が増加している。平成28年から継続して行っている現地での啓発により、運用ルールが一定浸透し、円滑な運用に繋がっている。

5分を超える利用が、昨年度よりも減少しているものの、依然として15%見受けられるため、長時間の駐停車車両に対し、引き続き、利用ルールの周知・啓発を行っていく。

【利用時間（令和4年10月28日（金）調査）】



※端数処理により100%にならない場合があります。

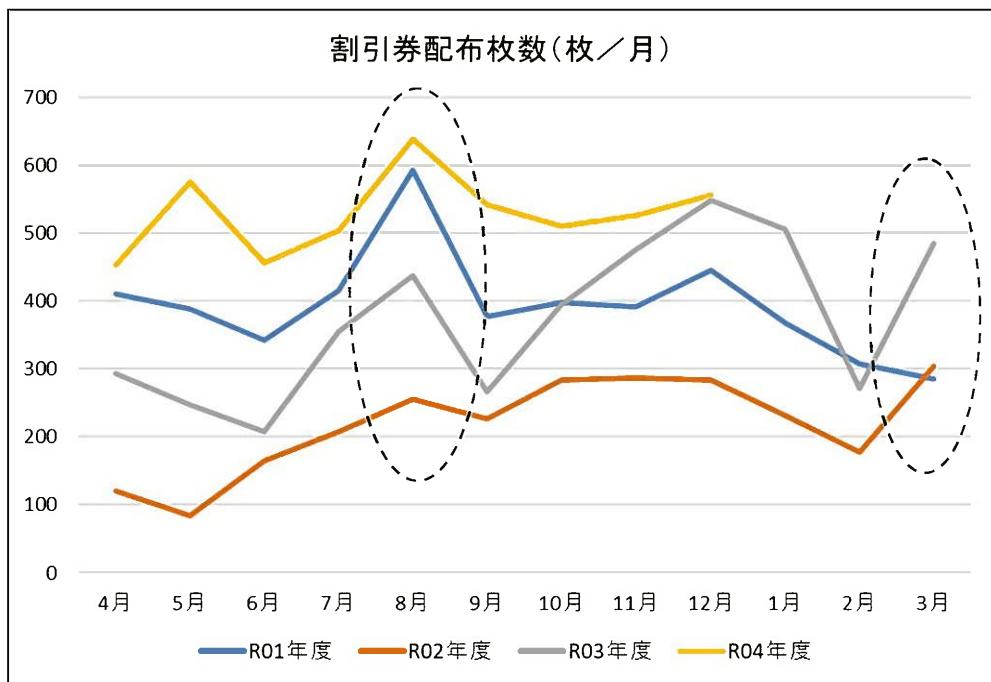
(3) 京都駅八条口駐車場（アバンティ地下駐車場）の活用

京都駅八条口駐車場が30分無料となるサービスを実施しており、停車や長時間の駐車を希望される方に対して、京都駅八条口駐車場への案内を行っている。

【割引券配布枚数推移】

令和元年度末から令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により駐車場の利用台数が減少したが、今年度は利用が回復している。利用数の傾向としては、過年度と同様に、8月、3月が突出して多くなっている。

令和4年度の割引券の配布枚数は、運用開始以降、最も多くなっており、現地での啓発の効果と考えられる。



【案内チラシ】



(4) 啓発活動（令和4年11月11日実施）

南警察署、下京警察署、本市（サービス事業推進室、歩くまち京都推進室、委託事業者（株）コトナ）が合同で、一般車乗降場における運用ルール（乗降を除く駐停車禁止）の周知等の啓発活動を実施した。



(5) 利便性向上の取組（案内看板の更新：令和4年6月）

一般車乗降場の入り口の案内看板を、初めて利用する人でも分かりやすいように内容と配置を変更し、視認性の向上に努めた。



(6) 啓発活動の充実

運用開始以降、現地には誘導員を配置し、駐停車車両に対する声掛け等の啓発を実施している。令和3年度からは、音声案内機も活用し、より効果的な啓発に努めている。



【広報内容】

- ・ この場所は、乗り降り専用です。
- ・ この場所は、乗降を除く駐停車禁止です。
- ・ 車を駐車することはできません。など

3-4 まとめ

- ・ 平成28年のリニューアルオープン以降、現地に誘導員を配置し誘導・啓発を実施していることから、利用者に運用ルールが浸透し、ルールに基づく利用がなされており、八条通への交通の影響もなく円滑に運用できている。
- ・ 停車や長時間の駐車を希望される方に配布している割引券の配布枚数が、運用開始以降、最も多くなっており、これまでの啓発の効果と考えている。
- ・ 利用が集中する時間帯の混雑や、駐停車を行う車両に対して、引き続き、誘導員による運用ルールの周知・指導や合同啓発を継続していく。

第4章 送迎バス乗降場の運用について

4-1 施設概要



4-2 運用ルール

運用ルール	利用時間 5分以内
	乗降が終わり次第、速やかに退出
	時間調整、待機を行わないこと
(参考) 道路交通法	タクシー、マイクロバスを除く車両通行止

4-3 使用事業者（定期利用）

1	ANAクラウンプラザホテル京都	9	ロテルド比叡
2	リーガロイヤルホテル京都	10	国家公務員共済組合連合会 くに荘
3	京都東急ホテル	11	ホテル ザ セレスティン京都祇園
4	ウェスティン都ホテル京都	12	K I Y O M I Z U京都東山
5	ラウンドワン京都伏見店	13	京都ユウベルホテル
6	京都第一赤十字病院	14	右源太 ※5月～9月の運行
7	東急ハーヴェストクラブ京都鷹峯	15	THE HOTEL HIGASHIYAMA
8	ホテル平安の森京都		

4-4 運用状況

(1)会議の開催（令和4年12月23日 書面開催）

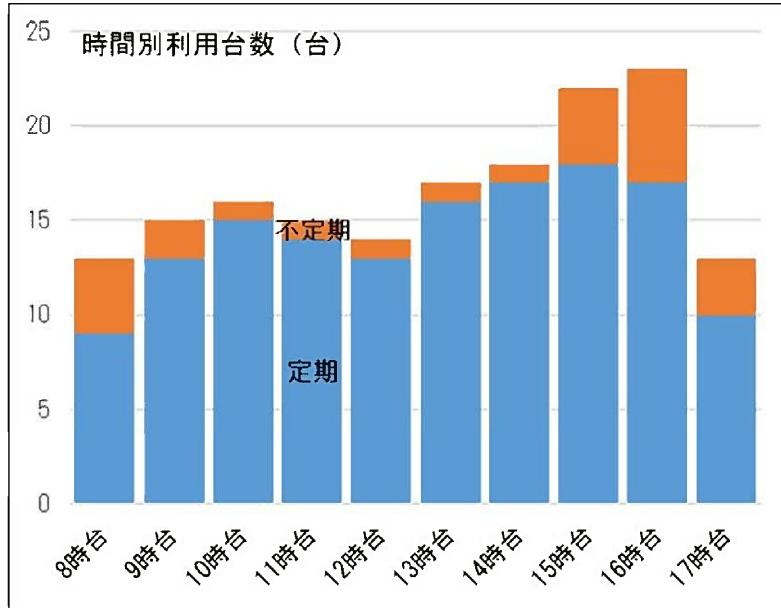
定期利用者向けに年に1度、送迎バス乗降場の運用に関する会議を開催し、運用ルールの周知徹底、運用に関する意見交換等を実施している。

(2) 運用実績

① 利用台数

運行ダイヤの調整を行っているため、各時間帯に適度に分散して利用がされている。

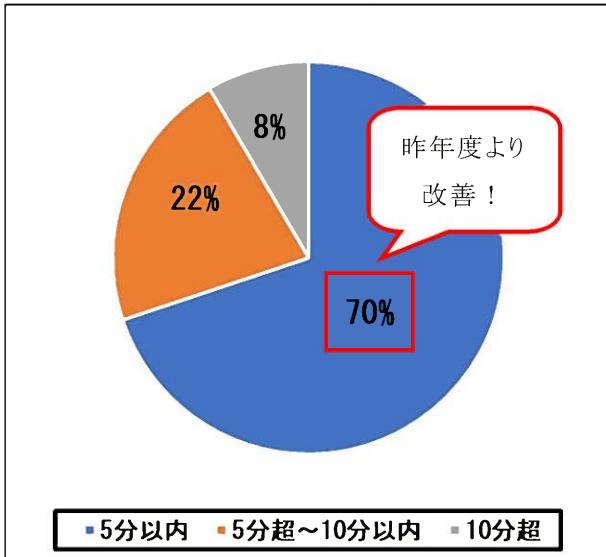
【時間帯別利用台数（令和4年11月25日（金）調査）】



② 停車時間

調査の結果、5分以内の利用が70%であり、昨年度と比較し、5分以内の利用割合が増加している。10分を超える利用も一部見受けられるため、現地の利用状況も踏まえ、引き続き、運用ルールの周知・啓発を行っていく。

【停車時間の割合（令和4年11月25日（金）調査）】



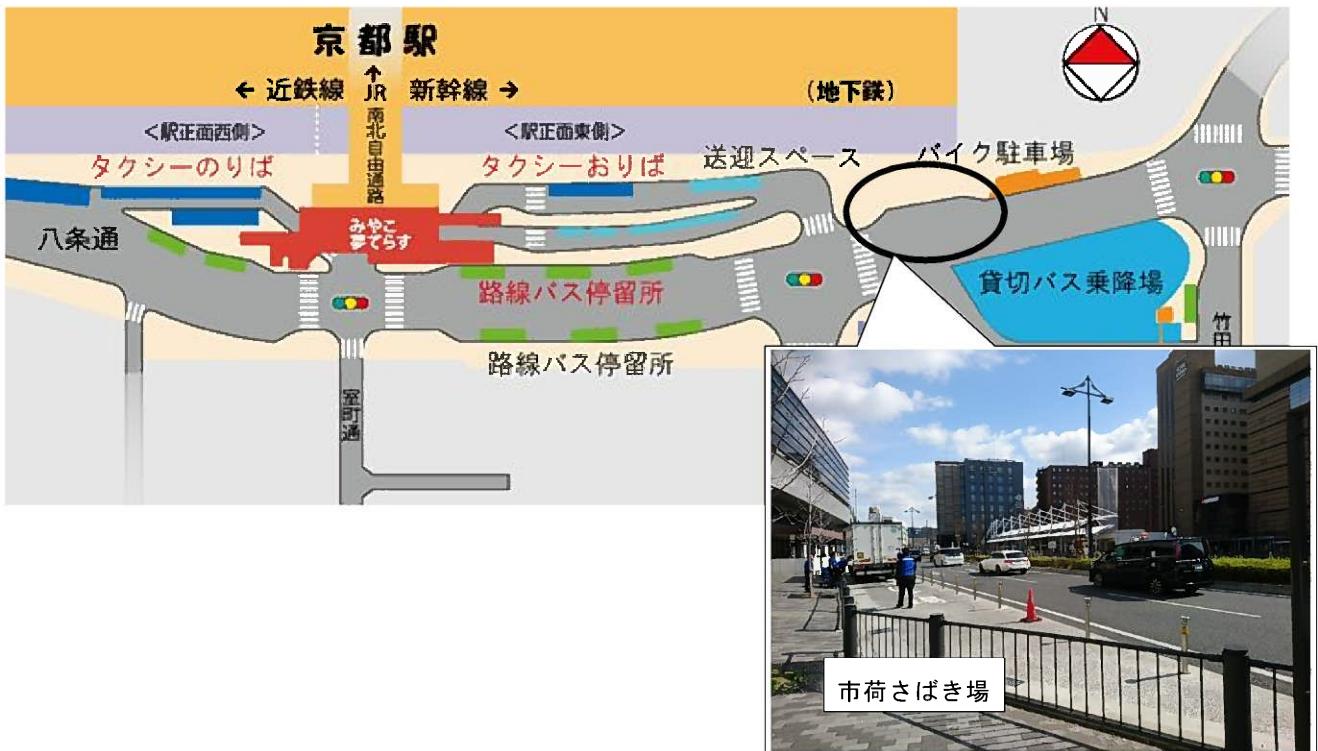
※端数処理により100%にならない場合があります。

4-5まとめ

- 運行ダイヤに基づき、概ね、円滑に運用できている。
- 引き続き、円滑に運用できるよう、定期的に運行ダイヤの確認を行うとともに、新規参入については、空きのある時間帯でのダイヤ調整を行い、利用の集中を避ける。

第5章 市荷さばき場の運用について

5-1 施設概要



5-2 運用ルール

荷さばきについては、原則、荷受け側の駐車スペースを確保することとしているが、大型の車両で荷捌きスペース等を確保できない場合に限り、市荷さばき場を利用している。

【市荷さばき場の運用ルール】

- ① 登録した利用者のみ利用可能
- ② 利用者間で運用スケジュールを調整すること
- ③ 利用時間は 60 分以内とすること
- ④ 利用時には、事前にポールの上げ下げを行う人員を配置すること

5-3 運用状況

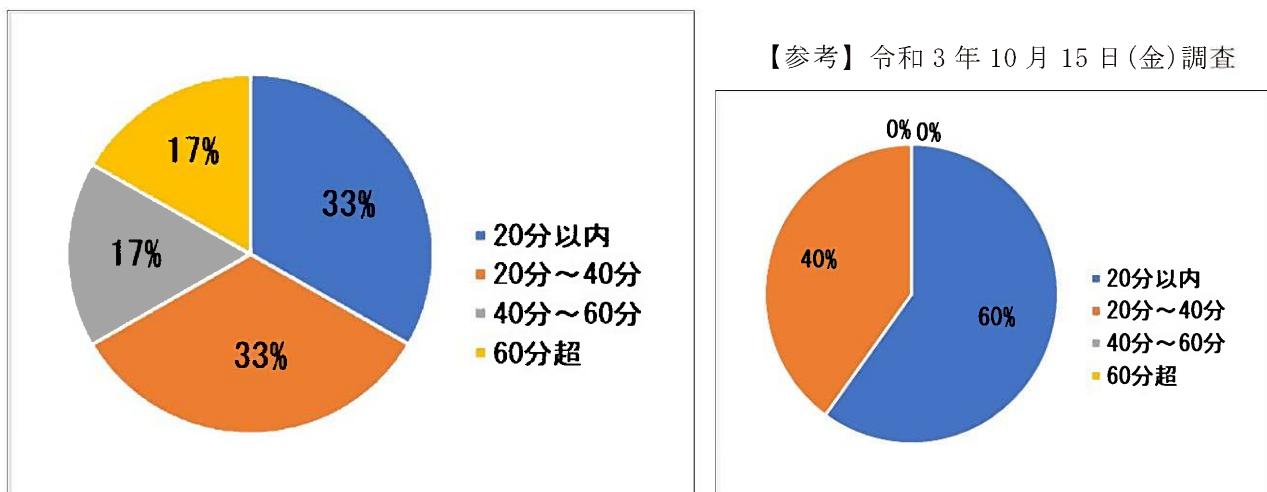
(1) 利用者

J R 東海 (Asty Kyoto) 、京都市交通局 (コトチカ)

(2) 利用時間

8割を超える利用者が、運用ルールに基づく60分以内の利用であった。昨年度、60分を超える利用はなかったことから、改めて運行ルールの周知徹底を行うとともに、定期的な啓発を行っていく。

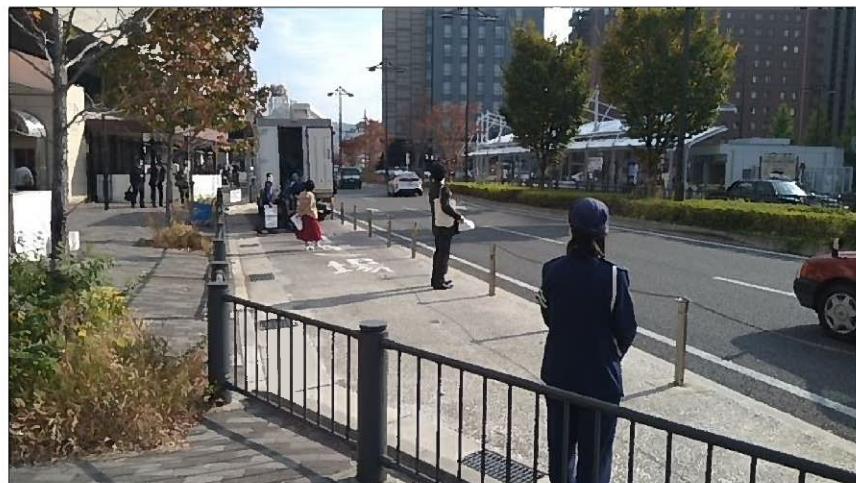
【市荷さばき場利用時間（令和4年10月21日（金）調査）】



(3) 啓発活動

① 合同啓発（令和4年11月11日（金）実施）

JR東海、南警察署、下京警察署、京都市と合同で、路上での荷さばきや路上での駐停車両への声掛けやチラシ配布等の啓発活動を実施。



- ② 啓発看板（駐停車禁止）の設置（令和3年1月設置）
(市荷さばき場の東側のバイク置き場に2箇所設置)



5-4 まとめ

- 市荷さばき場については、利用者間（JR東海、京都市交通局）で調整のうえ、概ね交通への支障がないよう運用できている。
- 利用が集中する時間帯において、路上での荷さばきや駐停車車両が散見されることから、自社荷さばき場の増設（JR東海）や合同啓発の実施、啓発看板の設置等の対策を行っている。
- 引き続き、現地運用状況を注視するとともに、利用者間と調整を図り、円滑な運用に努めていく。

第6章 路線バスのりばの運用について

6-1 整備概要

整備前	<p>路線バス乗り場</p> <ul style="list-style-type: none">・京都駅の東西に分散して配置されており、利用者に分かりにくい状態 <p>貸切バス乗り場</p> <ul style="list-style-type: none">・バスとタクシーの乗降場が近く、同進行方向であったため、八条通の混雑の原因の一つになっていた。また、乗降場への入場を待つバスが路上に溢れており、路上乗降を引き起こしていた。
整備後	<p>路線バス乗り場</p> <ul style="list-style-type: none">・バス停を駅正面に集約することで、公共交通の乗り継ぎ利便性が向上・また、雨天時でも雨に濡れずに鉄道と乗継ができるように屋根を設置 <p>貸切バス乗り場</p> <ul style="list-style-type: none">・バスとタクシーの動線を分離するために、乗降場を八条通の南に設置・観光需要のピークに対応するために、規模を拡大。その結果、より多くのバスを収容できるようになった。

6-2 施設概要



6-3 運用方法

- ・各バス事業者が利用できる停留所を指定したうえで、各停留所において、事業者間で運行ダイヤを調整している。
- ・運行ダイヤの調整結果については、本市に報告することとしている。

6-4 運行状況

E1～H7 のりばの路線数は整備当初よりも増加しているものの、運行本数は同等である。

	平成28年供用開始時	令和4年7月時点
路線数	84路線	89路線
運行本数	1,089便	1,088便

6-5 まとめ

- ・ 事業者間が運行ダイヤを調整のうえ、交通への支障なく運用できている。
- ・ 引き続き、バス事業者と連携を図りながら、円滑な運用に努めていく。